

第Ⅱ期中期計画
(2022年4月～2027年3月)

学校法人東京音楽大学

目 次

はじめに	1 p
I. 東京音楽大学	2 p
1. 大学の使命・目的	2 p
2. 内部質保証の推進	2 p
3. 教育の内部質保証	3 p
4. 学生募集	5 p
5. 学生支援	5 p
6. 研究及び研究支援	7 p
7. 教員・職員	8 p
8. 地域連携・社会貢献活動	8 p
II. 東京音楽大学付属高等学校	9 p
1. 生徒確保	9 p
2. 教育	9 p
3. 生徒支援・進路	9 p
4. 東京音楽大学付属高等学校ビジョン(仮称)の策定	10 p
III. 東京音楽大学付属幼稚園	10 p
1. 園児確保	10 p
2. 教育	10 p
3. 園児支援	10 p
4. 東京音楽大学付属幼稚園ビジョン(仮称)の策定	11 p
IV. 学校法人運営	11 p
1. 法人経営	11 p
2. 財務基盤	11 p
3. 運営基盤	12 p
4. 監査機能	12 p
5. 施設環境の整備	12 p
6. 環境保全、人権、安全への配慮	12 p
7. 法令遵守	13 p
8. 情報公開	13 p

はじめに

学校法人東京音楽大学は、東京音楽大学の建学の精神である「アカデミズムと実学の両立」「音楽による社会貢献」「国際性」を礎として、1907年の開学以来115年にわたり、教育研究・演奏活動並びに社会教育事業等を推進し、音楽文化の普及・発展に多くの貢献を果たしてまいりました。

第Ⅰ期中期計画期間(2016年度～2021年度)においては、学校法人を取り巻く社会環境が大きく変化する中、新たな教育と研究の道を模索し、2017年4月には、音楽を柱に教養と英語の能力を身につけて、世界のあらゆる分野で活躍できる人材を育成する「ミュージック・リベラルアーツ専攻」を開設、2019年4月には、新たに「中目黒・代官山キャンパス」を開校するとともに「吹奏楽アカデミー専攻」を開設、2020年4月には、付属高等学校を大学キャンパスに移転し、高大連携の一層の充実を図るなど、本法人は、設置学校の教育現場と常に連携・協働の下、一体となって教育研究の質の向上に取り組んできました。

近年は、教育を取り巻く状況の変化、少子高齢化の進展、グローバル化の加速、社会生活を大きく変える超スマート社会(Society 5.0)の到来や第4次産業革命(AI、ビッグデータ、IoT、ロボティクス等)の影響、SDGs・地方創生・人生100年時代を目指す社会など複雑な時代になっております。本法人は、このような予測不可能な時代において、次世代の担い手である学生・生徒が、「何を学び身につけることができるのか」といった点に着目し、教育研究のより一層の充実を図りつつ、音楽の深遠さと多様性の学びを通じて豊かな感性と教養を身に付け、国内外の音楽界をはじめとする幅広い分野において未来を切り開いていける人材育成を目指して参ります。

本法人は、社会の変化に対応し、教育機関としての責任を果たすとともに、将来を見据えて建学の精神を実現し、今後も持続的に発展していくため、設置学校及び法人運営に必要な諸施策を取りまとめ、第Ⅱ期中期計画(2022年度～2026年度)として策定しました。本中期計画は、東京音楽大学においては、(1)教育の内部質保証の推進(2)東京音楽大学ビジョンの実現を重要施策とし、付属高等学校・付属幼稚園については、(1)教育改革や教育力の向上、(2)各設置校・園のビジョンの策定を重点施策としています。また、法人運営については、(1)法人経営に関する諸施策、(2)財務基盤確立に関する諸施策、(3)法令遵守等の一層の推進等を重要施策として掲げています。

本法人は、設置学校とより一層の連携・協働体制のもと、本中期計画を基盤として、各年度の事業計画及び予算編成に反映し、教職員一同、計画達成に向け確実に実行してまいります。

学校法人東京音楽大学
理事長 丸山 恵一郎

I. 東京音楽大学

1. 大学の使命・目的

(1) 社会の変化等への対応

① 急激に変化する社会や価値観が多様化する世界において、本学の存在意義並びに基本的使命・目的を明確にし、本学が目指すべき方向性や将来像を内外に力強く発信していく必要がある。このため、本学の「建学の精神と理念」「教育目的」及び「東京音楽大学ビジョン」等を、音楽文化の振興に対する本学の使命を現代的な視点から適宜検証し、整理する。(総務課・教務課)

(2) 社会への周知と理解の向上

① 「建学の精神と理念」、「教育目的」、「東京音楽大学ビジョン」を踏まえた音楽文化の振興に対する本学の社会的使命・目的を内外に周知し、教育研究活動への理解と協力を求めていく。(総務課・教務課)

(3) 第Ⅱ期中期計画への反映

① 「建学の精神と理念」、「教育目的」、「東京音楽大学ビジョン」の検証結果を、第Ⅱ期中期計画の推進とともに適宜反映していく。(総務課)

(4) 三ポリシーへの反映

① 「建学の精神と理念」、「教育目的」、「東京音楽大学ビジョン」を、社会の変化に対応して適切に三ポリシーに反映する。(教務課・入試課)

(5) 教育研究組織等の点検評価、改善

① 「建学の精神と理念」、「教育目的」、「東京音楽大学ビジョン」を達成するため、教育研究組織及び事務組織の継続的な点検評価、再編等を進める。(総務課・人事課・教務課・研究支援室)

2. 内部質保証の推進

(1) 「東京音楽大学内部質保証方針」に基づく責任体制等の充実

① 「東京音楽大学内部質保証方針」を教職員に周知するとともに、学長のリーダーシップの下、内部質保証のための組織体制・責任体制の強化を図る。また、内部質保証システムが形骸化することのないよう、「東京音楽大学内部質保証方針」を定期的に見直す。(教務課)

(2) 点検・評価等

① 内部質保証のための自己点検・評価を定期的実施し、評価結果を公表するとともに、結果を検証し、改善事項に反映する。(教務課)

② 外部評価を活用することとし、その結果を公表するとともに、結果を検証し、改善事項に反映する。(教務課)

(3) I R (Institutional Research)機能の充実

- ① I R (Institutional Research)機能の格段の充実を図り、有効活用を推進する。
(I R室)

(4)機能性の向上

- ①内部質保証の機能の向上を図るため、内部質保証推進委員会を中心として、三ポリシーを起点とした「教育の内部質保証」に関する機能の点検・評価を継続的に行う。(教務課・入試課)
- ②内部質保証の機能の向上を図るための具体的な方策として、自己点検・評価の結果を改善にフィードバックするPDCA サイクルを構築する。(教務課)

3. 教育の内部質保証

(1)教育の内部質保証

- ①「東京音楽大学内部質保証方針」に基づき、教育の内部質保証を推進する。
(教務課)
- ②「アセスメント・プラン」(学生の学習成果の評価の質的水準や手法)を策定し、学修成果の測定方法について明確にする。また、学修成果の点検・評価結果を教育プログラムや学習指導の改善に活用する。(教務課)

(2)教育目的に基づくディプロマ・ポリシー(学位授与の方針)

- ①教育目的に基づいたディプロマ・ポリシー(学位授与の方針)構築に向け、継続的に検討・改善・周知を図る。(教務課)
- ②学生の学修成果の水準を把握し、向上を確実なものとする取組みを推進する。
(教務課)
- ③ディプロマ・ポリシーを踏まえた、単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な運用を行う。(教務課)

(3)ディプロマ・ポリシーを踏まえたカリキュラム・ポリシー(教育課程の編成・実施の方針)

- ①学生本位の視点に立った教育を提供し、教育の質の保証を確実なものとする観点から、教育目的を達成するためのカリキュラム・ポリシーの継続的な検討・改善を行う。
(教務課)
- ②カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の検証を継続し、体系的な改編行う。
(教務課)

(4)共通教育改革の推進

- ①学生の専門的学修の向上、社会的・職業的自立及び自己確立の基盤となる能力を養成するため、必要な共通教育の質保証への取組みを推進するとともに、東京音楽大学における独自の共通教育の在り方について検討を進め、見直しを行う。(教務課)
- ②国際的互換性のある教育を実施するとともに、グローバルな人材育成に向けた取組みを推進する。(教務課・国際交流センター)

③外国語の活用能力をさらに向上させるため、英語を中心とする外国語科目の教育内容を格段に充実させるとともに、教育体制の充実を図る。(教務課)

(5) 専門教育の質的向上

① 学士課程、大学院課程

学生の理解力、表現力、創造性を引き出す環境を整備し、専門教育の充実を図る(学士課程、大学院課程共通)とともに、学士課程で身につけた高い専門性を発展させ、各自の個性や独創性を向上させるため、教育研究指導及び体制の整備を行う(大学院修士課程)。また、広い視野に立って、音楽に関する高度な創造、表現並びに博士後期課程の技術と理論を総合的に身につけ、自立して創作・研究活動を行うことのできる能力を向上させる研究指導を行う(大学院博士後期課程)。(教務課)

② 演奏能力の向上

演奏能力の向上に欠くことのできない質の高い個人指導等を確実に実施するとともに、演奏表現の基盤となる教養教育、感性教育の充実を図る。また、学生に多くの演奏の機会を与え、演奏活動を通して演奏能力の向上を図る。(教務課・演奏課)

(6) 国際化の格段の推進

① 法人全体の国際化を具体化していくための国際化推進方針を定めるとともに、国際交流推進体制の整備・充実を図る。(国際交流センター)

② 国際交流協定締結校を計画的に拡大し、海外から優れた教員等を招聘した演奏指導・講演会、学生、教員の演奏・教育研究交流等を実施するなど海外との学術相互交流を飛躍的に推進する。(国際交流センター)

③ 建学の精神に掲げる国際的視野を持った音楽人・社会人育成のため、本学学生の海外コンテスト参加の奨励、海外留学の拡大、助成を強化する。

(教務課・国際交流センター)

④ 留学生受入を拡大するとともに、受入れ体制の整備・強化を図る。

(教務課・国際交流センター・学生支援課)

(7) その他

① 教育・授業ツールのデジタル化とオンライン活用及び教員の ICT スキルの向上に関する実施計画を策定するとともに、効果の継続的な点検を行う。(教務課)

② 教職課程における教員免許の取得に対する支援の充実を図る。(教務課)

③ 実践的なキャリア教育に関する授業を展開し、課題解決力・行動力等の育成を図る。(教務課・キャリア支援センター)

④ 国内外の大学間協定等による単位互換制度の活用を拡大する。

(教務課・国際交流センター)

⑤ 大学と付属高等学校の教員が連携協力し、教育内容の連続性や接続性を意識しながら、生徒・学生の育成に携わる。(教務課・付属高校)

⑥ 他の高等学校からの要請に応え、高大連携授業を実施する。(教務課・広報課)

4. 学生募集

(1) 学生の確保

- ①「教育の質の保証」の状況をはじめとする大学の諸活動を、ホームページやSNSによる多様な発信手法を活用するなど、戦略的な広報計画のもとに情報発信を推進する。
(広報課)
- ②きめ細かな入試動向の分析、参加体験型の入試説明会の実施、戦略的な入試広報活動を通じて入学志願者数増加を図る。(広報課)
- ③アドミッション・ポリシー(入学者の受入れ方針)に則し、適正数の入学者を選抜する。(入試課)
- ④本学付属高等学校とのカリキュラム連携、一貫教育強化の取り組みを推進する。
(教務課・付属高校)
- ⑤一般高等学校から本学への進学拡大のため、入学後の指導、支援体制を整備する。
(広報課・入試課・教務課・学生支援課)
- ⑥本学を志願する留学生受入れの支援体制、教育環境整備を推進するとともに、海外への広報活動を計画的に実施する。(広報課・入試課・教務課・学生支援課)

(2) 入試改革

- ①多岐にわたる入学者選抜試験で安定的に学生を確保するため、継続的な入試改革の評価・検討システムを構築する。(入試課)
- ②多様な選考に対応する入学者選抜方法を検証し、学生の意欲・適正を的確に判断する入試の在り方について対策を講じる。(入試課)
- ③受験生の能力を多面的に判断する学校推薦型選抜や総合型選抜を着実に実施する。また、入学後の学生の学修や活動の状況の把握に努め、次期入学者選抜の在り方を検討する。(入試課)
- ④大学院入試については、分野の特性に応じた適切な入学者選抜を実施するとともに、社会人のリカレント教育の推進等を検討しつつ、入学者数及び質の確保を図る。
(入試課・教務課)
- ⑤入学者選抜方法ごとの募集定員、合格者数及び入学者数について分析、整理を行い、入学定員管理を計画的に実施する。(入試課・広報課)

5. 学生支援

(1) 学修支援体制の強化

- ①多様な学修履歴や個々の事情を踏まえ、教育上のきめ細かな指導・助言を行うため、学修支援体制、システムを強化し、組織的に学生の主体的な学修を支援する。
(教務課・学生支援課)

(2) 多様な学修支援・学修環境整備

- ①TA(Teaching Assistant)、メンター制度等の活用による学修支援を推進する。
(教務課・学生支援課)

- ②障がいのある学生に対しての学修支援・生活支援を教員・職員・学生の協働により全学体制で実施する。(学生支援課)
- ③教学システムの授業Q&Aを活用することで、時間や場所に捉われない質疑応答に対応できるよう、オンラインでのオフィスアワー制度を全学的に展開し、学生の主体的な学びに繋がる支援強化を行い、学修の充実を図る。(教務課)
- ④中途退学、休学及び留年への対応について、その実態や原因を分析するとともに、改善方策について教職協働により検討・実施する。(教務課・学生支援課)
- ⑤学生の実技練習室を確保・調整し、学生の主体的な学修に対する支援機能を充実する。(学生支援課)
- ⑥学修支援及び学修環境に関する学生からの意見・要望を把握・分析し、改善を図る。(学生支援課)

(3) 学生生活充実のための支援

- ①経済的支援をはじめとする学生生活の安定のための支援方策について、学生の生活状況等を踏まえた上で実施する。(学生支援課・財務課)
- ②傑出した才能を有する成績優秀者に対する支援を実施する。(教務課・学生支援課)

(4) 学生生活環境に関する支援

- ①学生の健康相談(メンタルケア)に関する専門的な助言や援助をうけることができる支援体制を充実する。(学生支援課)
- ②学生の課外活動に関する支援を適切に実施する。(学生支援課)

(5) キャリア支援・就職支援

- ①すべての学生の多様な進路希望及び社会活動等に応えるべく、教育課程内外を通じて社会的・職業的自立を確立するキャリア形成を全学的に支援する。
(キャリア支援センター)
- ②キャリア支援センターにおける就職支援方策の充実を図り、音楽家、音楽教育者等を育成するのみならず、一般企業を含む幅広い分野への就職・進路を支援する。
(キャリア支援センター)

(6) 付属図書館による学修支援

- ①本学の現況に則した資料や学術情報の収集、提供、利用の促進を図る。(付属図書館)
- ②図書館及び情報リテラシーを中心に据えた学修支援を充実する。(付属図書館)
- ③大学史関係資料を含む学術資産の収集とアーカイブ機能の充実を図る。(付属図書館)
- ④音楽研究及び実践に寄与する特殊コレクションを収集するとともに書誌情報等を公開する。(付属図書館)
- ⑤2 キャンパスの展開に伴う付属図書館機能の充実、サービス体制の強化を図る。(付属図書館)

6. 研究及び研究支援

(1) 研究の推進

- ①「東京音楽大学ビジョン」に掲げる「音楽文化の多角的な研究」を推進し、広く成果を発信する。(研究支援室)
- ②科学研究費補助金等の競争的研究費の獲得を進める。(研究支援室)

(2) 国内外の研究交流

- ①国内外の研究機関・研究者等との共同研究・研究交流を積極的に展開する。また、キャンパス内での研究会等の開催を積極的に実施する。(研究支援室)

(3) 附属民族音楽研究所

- ①「東京音楽大学ビジョン」に掲げる「アジア音楽の研究拠点として創造的な研究」を推進する。(附属民族音楽研究所)
- ②多様な音楽的価値の尊重につながる研究ブランディング事業を展開する。(附属民族音楽研究所)
- ③アジア音楽に係る研究成果の公表活動を推進するとともに、研究紀要「伝統と創造」を定期的に発刊する。(附属民族音楽研究所)
- ④アジア音楽の研究拠点として、内外研究機関との連携を推進する。(附属民族音楽研究所)
- ⑤研究所の特色を活かした社会人講座の開催を推進する。(附属民族音楽研究所)

(4) 研究支援の推進

- ①競争的研究費を獲得するための支援を推進する。(研究支援室)

(5) 研究支援体制の充実・強化

- ①研究支援室の体制強化を推進する。(研究支援室)

(6) 研究費の管理及び研究活動の適正化

- ①公的研究費の適正な使用・管理のための取組みを推進する。(研究支援室)
- ②研究活動における不正行為防止の取組みを推進する。(研究支援室)
- ③産学連携等における利益相反を防止するため、適正な管理を行う。(研究支援室)

(7) 研究倫理教育

- ①適切な研究費の管理及び研究活動の適正化に向け、教員、学生及び事務職員のコンプライアンス教育を強化する。(研究支援室)

(8) 研究活動への資源配分等

- ①研究活動に関する評価に基づいた資源配分を行うなど支援の充実を図る。(研究支援室)

- ②研究活動に対して、RA (Research Assistant) を活用した人的支援を推進する。
(研究支援室)

7. 教員・職員

(1) 教学マネジメントシステムの充実

- ①学長のリーダーシップの下、権限の委任と責任の明確化に基づいた教学マネジメント体制をさらに充実する。(教務課)

(2) 教員の配置

- ①学長のリーダーシップの下、適切な教員配置を行うガバナンス体制を構築する。
(教務課・人事課)
- ②教育の質を保証するため、教員評価制度を見直し、客観的かつ厳正な評価制度を構築する。(教務課・人事課)

(3) 職員の配置

- ①教学マネジメントの機能性を向上させるために、教育制度等に関する専門知識を有する職員を配置する。(教務課・人事課)
- ②事務職員の適切な人事評価制度を構築する。(人事課)

(4) 教員の職能開発(FD活動等 ファカルティ・ディベロップメント)

- ①教育力・授業力の向上を図るため、音楽分野の特性に応じた全学的なFD活動を実施する。(教務課)
- ②教員のFDに関する理解を深め、教育の質の向上に資するため、公開レッスン・教員相互の授業視察等を実施する。(教務課)

(5) 教職員の研修(SD活動等 スタッフ・ディベロップメント)

- ①大学運営に関わる教職員の資質・能力の向上に資するため、組織的なSD活動を推進する。(人事課)

8. 地域連携・社会貢献活動

(1) 地域連携・社会貢献活動の推進

- ①音楽文化の振興と地域・社会の活性化に向け、本学が「社会に開かれた大学」として教育研究の成果を広く社会に提供する。(社会連携課)
- ②豊島区並びに目黒区(上目黒一丁目地区プロジェクトまちづくり計画)との地域連携活動を推進する。(社会連携課)
- ③地域連携・社会貢献活動に資するための学内体制の連携・強化を図る。
(社会連携課・総務課・人事課)

(2) 生涯学習機会の提供

- ①文化的・知的な開かれた学習拠点として、社会人等に生涯学習の機会を提供していく。

(事業課)

(3) 早期音楽教育の推進

① 本学の特色を反映した付属音楽教室、国際青少年オーケストラにより、早期音楽教育の普及・推進を図る。(事業課)

(4) 付属オーケストラ・アカデミーによる音楽家育成

① 付属オーケストラ・アカデミーを開設し、高度な演奏能力を備えた音楽家(職業オーケストラ奏者)育成の取組みを推進する。(事業課)

II. 東京音楽大学付属高等学校

1. 生徒確保

(1) 入学者の確保

① 東京音楽大学への進学を目指す入学者確保を目標とする対策を講じる。(付属高校)

② 大学の教育理念に共感する目的意識の高い志願者層を拡大するとともに、高大一貫教育等の特色など認知度を高めるための戦略的な広報活動を実施する。

(教務課・付属高校・広報課)

2. 教育

(1) 教育改革

① 東京音楽大学との高大一貫教育方針を踏まえた音楽専門教育の実施をはじめとする教育改革を推進する。(付属高校・教務課)

② 外国語能力の向上や語学検定試験等への対応を強化する。(付属高校)

③ 大学と同一キャンパスの強みを生かした音楽面での大学生との交流を活性化し、専門性の向上を図る。(付属高校・教務課)

(2) 学習指導要領改訂への取組み

① 高等学校学習指導要領改訂に対応し、教育内容の改善を図る。(付属高校)

(3) 教育力の向上

① 教員の教育活動における適切な評価システムを構築する。(付属高校・人事課)

3. 生徒支援・進路

(1) 学修環境の充実

① 高大同一キャンパスの特性を踏まえた学修環境の改善・充実を推進する。(付属高校・施設課)

② 生徒の主体的な学修に対する支援を充実する。(付属高校)

(2) 生活環境支援

① 生徒の健康相談(メンタルケア)に関する支援の充実を図る。(付属高校)

②生徒の課外活動等に関する支援の充実を図る。(付属高校)

(3) 進路指導

①大学進学実績を踏まえた調査分析を行い、生徒一人ひとりに適切な進路指導を実施する。
(付属高校)

4. 東京音楽大学付属高等学校ビジョン（仮称）の策定

「生徒確保、教育改革、生徒支援等」の方向性や将来像をより明確に示すために「東京音楽大学付属高等学校ビジョン（仮称）」を策定する。(総務課)

Ⅲ. 東京音楽大学付属幼稚園

1. 園児確保

(1) 入園児の確保

①幼稚園教育の無償化に伴う、保護者の入園選択に関する動向等を分析し、安定した入園児確保の対策を講じる。(付属幼稚園・広報課)

②入園者確保の方策として、園の特色を発信し、広報活動の充実を図る。(付属幼稚園・広報課)

③未就園児とその保護者を対象とした体験保育の充実を図る。(付属幼稚園)

2. 教育

(1) 特色ある幼稚園教育の展開

①幼稚園教育要領に基づき、各領域の調和がとれたカリキュラムを展開する。
(付属幼稚園)

②音楽大学付属の特色を活かし、幼児期における音楽教育、音楽体験の充実を図る。
(付属幼稚園)

③積極的に英語と触れ合う教育環境を構築する。(付属幼稚園)

④園児の心身の成長や健全な人格形成を育むため、「体育教室」、「絵画造形教室」等の充実を図る。(付属幼稚園)

3. 園児支援

(1) 園児支援の充実

①園児が安全・安心かつ快適な園生活を送れるように、教育環境向上に資する取組みを推進する。(付属幼稚園・施設課)

②預かり保育について検討を行い、園児支援の充実を図る。(付属幼稚園)

4. 東京音楽大学付属幼稚園ビジョン（仮称）の策定

「園児確保、音楽大学付属の特色を活かした質の高い幼児教育、園児支援の方策等」の方向性や将来像を明確に示すために「東京音楽大学付属幼稚園ビジョン（仮称）」を策定する。
(付属幼稚園・総務課)

IV. 学校法人運営

1. 法人経営

(1) 経営規律

①本学の使命・目的の達成に向け、法令を遵守するとともに、「東京音楽大学ガバナンス・コード」を踏まえ、法人経営のためのガバナンス機能強化を推進する。また、中長期財務計画に基づき経営の規律を維持し、適切な財務運営を実施する。

(総務課・財務課)

(2) 理事会の機能強化

①本学の使命・目的の達成に向け、理事会の意思を適切に反映する体制を強化するとともに、理事長を補佐する体制強化をさらに推進する。(総務課)

(3) 評議員会の機能強化

①学校法人の機関設計の趣旨に鑑み、評議員会の機能の充実を図るとともに、文部科学省の学校法人制度改革及び法改正等の動向を踏まえ、本学の管理運営体制の強化を図る。

(総務課)

(4) 監事の監査機能の強化と内部監査の充実

①私立学校法改正(令和2年4月1日施行)の趣旨に鑑み、監事の意見を踏まえ、法人経営を実施する。(総務課・財務課・監査室)

②法人全体の視点に立った実効性のある監査の推進を図る。(監査室)

③監事監査の支援体制を整備するため、監査室の充実を図る。(監査室・人事課)

④コンプライアンスに則した業務運営に資するため、監査室の内部監査体制の充実を図る。(総務課・監査室・人事課)

(5) 法人による設置学校間の連携の推進

①設置学校(大学、付属高等学校、付属幼稚園)間の連携を深める取り組みを推進する。

(総務課)

2. 財務基盤

(1) 財務基盤の確立

①東京音楽大学ビジョンに掲げる、本学の成長を見据えた経営戦略に基づく中長期財務計画を策定し財務基盤の確立を図る。(財務課)

②実効ある人件費削減計画を策定し、中長期計画に反映する。(人事課・財務課)

(2) 自己収入の増加

①財務基盤をより安定させるため、授業料等納付金収入とともに、補助金及び寄付金収入の拡充に向けた取り組みを推進する。(財務課)

②社会貢献・地域連携事業の拡充を推進するとともに、受託事業の検討を行い、収入増加に向けての取組みを促進する。(財務課・事業課)

(3) 支出の管理

- ①設置学校ごとの特性に配慮しつつ、教育研究予算の効果的な配分を行う。(財務課)
- ②既存業務の効率化と合理化を推進し、管理運営経費の抑制を図る。(財務課)

(4) 事務の効率化・合理化

- ①既存業務の見直しを進め、組織編制及び事務手続きの重複の排除、業務の標準化等により効率化・合理化を推進する。(全課)

3. 運営基盤

(1) 管理運営制度の改善

- ①法人運営基盤の強化を図るために、現行組織、制度の点検及び改善に取り組む。(総務課)
- ②法人運営に不可欠な将来構想の企画や内部統制システム、各種規則等の整備を担う事務部門創設を検討する。(総務課)
- ③人事給与制度の見直しを進め、新たな人事制度の下、適切な人事評価とそれに基づく給与支給を実現する。(人事課)
- ④情報通信技術の進展に対応した業務のデジタル化を推進するとともに、教職員の研修を計画的に実施する。(人事課)

4. 監査機能

(1) 適正な会計処理

- ①会計処理の適正な実施を進め、健全な財政運営を期するとともに、監査室専任職員等による会計監査を厳正に実施する。(監査室)
- ②経理監査の徹底を図るため、経理事務監査担当を配置する。(財務課)

5. 施設環境の整備

(1) 「クリエイティブ・キャンパス」の創出

- ①機能性、創造性、知的生産性、安全性及びICT環境等を備えた「クリエイティブ・キャンパス」を創出し、教育研究・学修環境の一層の向上を図る。(施設課)
- ②池袋キャンパス内各建物管理に係る課題、優先度及び事業規模を詳細に分析し、財源の確保と保有資産の有効活用を視野に、具体的な整備方針を策定・実施する。(施設課)

6. 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 環境保全への配慮

- ①「東京音楽大学環境方針(仮称)」を策定し、SDGs(持続可能な開発目標)を踏まえ、持続可能な社会の実現に貢献する。(施設課)
- ②CO₂削減に向け、省エネルギー等に配慮した環境マネジメントを行う。(施設課)

(2) 人権への配慮

- ①「東京音楽大学人権に関する方針(仮称)」を策定し、本学の構成員のすべてが、学業、課外活動、教育、研究等の活動やそれらを支える様々な業務を行う上で個人として尊重

される環境を整える。(人事課)

②基本的人権を尊重する観点から、本学の構成員の全てが、個性と能力を発揮しえるよう、公正な教育・研究・勤務環境の整備を図るとともに、人権の侵害を防止する取組みを推進する。(人事課)

(3) 安全への配慮

①「東京音楽大学安全管理方針(仮称)」を策定し、本学の安全配慮義務を明確にする。
(総務課・人事課・施設課)

②本法人の設置学校の学生、生徒、園児、教職員等の安全確保を図るため、具体的な対応、体制等に係る規程等を定め、適時適切な取組みを実施して行く。
(総務課・人事課・施設課)

③本法人の設置学校の学生、生徒、園児、教職員等の安全衛生管理について規程等を定め、適時適切な取組みを実施して行く。(総務課・人事課・施設課)

④大規模災害、感染症の流行及びサイバーセキュリティインシデント等の不測の事態が発生した場合においても、事業の継続を図り、社会への役割をはたすため、事業継続計画(BCP)を策定する。(総務課・人事課・施設課)

7. 法令遵守

(1) 法令遵守の徹底

①関係法令、学内規程及び各学内方針等の遵守を徹底する。(総務課)

②教職員の法令遵守に関する意識向上を図るため、各種コンプライアンス関係規程の整備と周知を行う。(総務課)

(2) 情報セキュリティ体制の充実・強化

①情報倫理教育を徹底し、情報機器やライセンスの適正な利用を促進する。
(情報化推進室)

8. 情報公開

(1) 情報公開の推進

①学校法人としての公共性及び社会的責任を果たすため、情報の公開をさらに推進する。
(広報課)

②本学のブランド力向上に繋がる戦略的な広報活動を推進する。(広報課)

(2) 方針の策定

①「東京音楽大学情報公表・公開方針(仮称)」を策定する。(広報課)